明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

四一〇四・四九	その他のもの			
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの			
	クロムなめしのもの		A	
	その他のもの	一二％	B10	
	その他のもの			
	染着色したもの	一六％	B10	
	その他のもの	一二％	B10	
四一・〇五	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）			
四一〇五・一〇	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A	
四一〇五・三〇	乾燥状態（クラスト）のもの			
	染着色したもの	一六％	B10	
	その他のもの		A	
四一・〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）			
	やぎのもの			
四一〇六・二一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A	
四一〇六・二二	乾燥状態（クラスト）のもの			
	染着色したもの	一六％	B10	
	その他のもの		A	
	豚のもの			
四一〇六・三一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	一・二％	B7	G
四一〇六・三二	乾燥状態（クラスト）のもの			
	染着色したもの	一・六％	B7	G
	その他のもの		X	
四一〇六・四〇	爬（は）虫類のもの			
	植物性前なめしをしたもの		A	
	その他のもの			
	染着色したもの			
	わに又はとかげのもの	二％	B7	G
	その他のもの	一・二％	B7	G
	その他のもの		A	
	その他のもの			
四一〇六・九一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A	
四一〇六・九二	乾燥状態（クラスト）のもの			
	染着色したもの	一・二％	B7	G
	その他のもの		A	
四一・〇七	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）			
	全形の革			
四一〇七・一一	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）			
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二％	B7	G
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	一三・三％	B10	
	その他のもの	一六％	B10	
	その他のもの	一二％	B10	
四一〇七・一二	グレーンスプリット			
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二％	B7	G
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	一三・三％	B10	
	その他のもの	一六％	B10	
	その他のもの	一二％	B10	
四一〇七・一九	その他のもの			
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二％	B7	G
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの	一六％	B10	
	その他のもの	一二％	B10	
四一〇七・九一	その他のもの（サイドを含む。）			
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）			
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二％	B7	G
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	一三・三％	B10	
	その他のもの	一六％	B10	
	その他のもの	一二％	B10	
四一〇七・九二	グレーンスプリット			
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二％	B7	G
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	一三・三％	B10	
	その他のもの	一六％	B10	
	その他のもの	一二％	B10	
四一〇七・九九	その他のもの			
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二％	B7	G
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの	一六％	B10	
	その他のもの	一二％	B10	
四一一二・〇〇	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）			
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二％	B7	G
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの	一六％	B10	
	その他のもの		A	
四一・一三	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）			
四一一三・一〇	やぎのもの			
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二％	B7	G
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの	一六％	B10	
	その他のもの		A	